

東北地方太平洋沖地震被災生徒の学校寄宿舎への受入れについて

- 1 このたびの東北地方太平洋沖地震及び福島原発事故による被災・避難生徒を、県・市町教育委員会の学校寄宿舎において受け入れることとしました。
- 2 被災生徒等を受入可能な学校寄宿舎は次のとおりです。（詳細は別添のとおり）
 - 東予地区
 - ・特別支援学校：1校（今治市）
 - 中予地区
 - ・中学校：3校（松山市中島、久万高原町）
 - ・特別支援学校：4校（松山市、東温市）
 - 南予地区
 - ・中学校：4校（内子町、西予市、宇和島市）
 - ・高等学校：4校（八幡浜市、西予市、宇和島市）
 - ・特別支援学校：1校（西予市）
- 3 受入対象者は、次のいずれかの条件を満たす生徒等とします。
 - ・市町村が発行する罹災証明書により、申請時に被災者の確認が出来る生徒（申請時点で罹災証明書を提出できない場合は、自己申告に基づき被災者として確認することも可能です。後日、必ず罹災証明書等の公的証明書を提出してください。）
 - ・福島県に居住している生徒（原子力発電事故関連地区）
（住民票等により、住所地が対象地域内で有ることを確認します。申請時点で確認出来ない場合は、自己申告に基づき被災者として確認することも可能です。後日、必ず住所地が確認出来る公的証明書等を提出してください。）
- 4 その他
 - ・使用料 免除します。
 - ・使用期間 原則、入寮後6ヶ月までとさせていただきますが、事情により更新が可能です。
 - ・見舞金 入寮する寄宿舎の状況に応じて、布団などの生活必需品の購入費用相当額を、見舞金として贈呈します。

本件お問合せ先

愛媛県教育委員会事務局高校教育課 施設管理係（電話番号 089-912-2951）